

平成 25 年 8 月 6 日
行政改革推進会議

行政事業レビューにおける事業の点検・見直しの視点（案）

行政事業レビューにおける事業の点検・見直しは、平成 25 年 4 月の実施方法等の改善の際、国の全ての事業について、レビューシートに示された「国費投入の必要性」、「資金の流れ、費目・用途などの事業の効率性」、「活動実績や事業効果などの事業の有効性」等の観点を踏まえて行うこととされた。

各府省においては、これらに従って事業担当部局において事業の執行実態等の点検が行われ、一部の事業については、その点検結果について外部有識者によるチェックが行われているところである。

また、その一部は、公開の場で点検・検証（公開プロセス）が行われ、本年の公開プロセスにおいても、「とりまとめコメント」や「外部有識者のコメント」の中で、各府省が事業の実態の検証や改善等を行うに当たって必要な具体的な視点や方策が示されたところである。

今後、行政事業レビューの対象となる全ての事業の点検・見直しがより効果的かつ的確に実施されるよう、今回の外部有識者のコメントを踏まえつつ、これまでの公開プロセス等から導き出された事業の点検・見直しに当たっての視点について改めて整理を行い、別添のとおり取りまとめた。

各府省においては、改めて事業を担当する職員一人一人が、別添に示された視点を踏まえた不断の見直しを進め、その結果を予算の概算要求や執行等に的確に反映させる必要がある。

また、各府省のレビューシートの最終公表後には、行政改革推進会議においても、これらの視点を活用して、各府省の点検が十分なものとなっているか、点検結果が的確に概算要求に反映されているか等について精査を行い、その結果が予算編成過程で活用されるよう意見のとりまとめを行うこととする。

なお、以下の「視点」は、今後の公開プロセス等の行政事業レビューの取組を踏まえて充実させていくこととする。

【本資料の見方】

1 国費投入の必要性

レビューシートに示されている
事業の点検のための視点

(1) 広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないか。

- 国民や社会の真のニーズを反映し、国民的理解を得られているか。
 - ・事業の執行実績、利用実績等が低調に推移していないか。
 - ・事業開始後の社会情勢の変化により必要性が低くなっていないか。
-

当該点検項目に関する、事業の点検に
当たってのより具体的・詳細な視点

- 補助目的があいまいな上に、他省庁に類似しているに見える事業の存在もあり、内閣府がこの事業のまま進めていくことは大きな問題がある。(特定地域再生計画の推進に必要な経費(内閣府))
-

当該点検項目に関連する、公開プロセスにおける「とり
まとめコメント」及び「外部有識者のコメント」の例

(別添)

事業の点検・見直しの視点

1 国費投入の必要性

(1) 広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないか。

□ **事業やその目的が、国民や社会の真のニーズを反映し、国民的理解を得られているか。**

- ・ 事業の執行実績、利用実績等が低調に推移していないか。
- ・ 事業開始後の社会情勢の変化により必要性が低くなっていないか。
- ・ 誰のニーズに応える事業なのか。一部の関係者のニーズを国民のニーズとしていないか。

□ **事業の目的や位置づけが政策・施策と整合的で、十分に具体的かつ明確になっているか。**

□ **事業目的の達成度が把握されているか。事業目的が既に達成されているにも関わらず事業が継続されていないか。**

- 補助目的があいまいな上に、他省庁に類似していると見える事業の存在もあり、内閣府がこの事業のまま進めていくことは大きな問題がある。(特定地域再生計画の推進に必要な経費(内閣府))
- 支援対象とすべきソーシャルビジネスがどのようなもので、産業復興支援とは何が違うのかという事業の目的・対象を再度明確にすべき。(東日本大震災復興ソーシャルビジネス創出促進事業(復興庁))
- 市町村教育委員会や幼稚園などの体制やニーズにマッチしていない。執行率も低すぎて望まれておらず廃止すべき。政策としての発展や効果が見通せず廃止すべき。(幼児期の運動促進に関する普及啓発事業(文部科学省))
- 機関か個人か対象や目的を明確にして実施すべきである。(頭脳循環を加速する若手研究者戦略的海外派遣事業(文部科学省))
- 女性に何を求めているかが不明確、受け皿組織の意識改革がなければ解決しない。女性の登用については法令により促進するなどの手段も考える必要。(女性・高齢者等活動支援事業(農林水産省))

- エネルギー政策の中でどういう位置付けにあるのか不明。(農山漁村におけるバイオ燃料等生産基地創造のための技術開発 (農林水産省))
- 国が公的支出を行う意義を明確にすべき。(民間まちづくり活動促進事業 (国土交通省))

(2) 地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。

□ 地方の独自性や主体性が発揮されるべき取組について必要以上に国の関与がなされていないか。

- ・ 地方公共団体において同様の制度 (補助、融資、利子補給など) を有している場合、当該制度との調整ができていないか。

- 地域資源の活用という視点であれば、国の事業として行う必要性が見出しがたい。仮にやるとしても地方自治体レベルで細やかな対応をした方がよい。(6次産業化整備支援事業 (農林水産省))
- 地方に任せては事業を実施することが出来ない理由を明確にすべき。(生物多様性保全活動支援事業 (環境省))

□ 個人や民間で同様の取組が期待できるのではないか。

- ・ 補助等がなくても採算がとれるなどして、民間ベースで事業活動が行われていないか。
- ・ 独立行政法人に委託等をしている事業で、独立行政法人の本来業務として運営費交付金で対応すべきものはないか。

- 民間寄付を中心とした仕組みに変えるべき。(文化芸術の海外発信拠点形成事業 (文部科学省))
- 調査のみ行って、その効果の判断は地域に任せるのが望ましい。調査結果の詳細を公表し、民間企業の参入を促すに留めるべし。(小水力等再生可能エネルギー導入推進事業 (農林水産省))
- 森林事業者、森林組合が主体的に行うべき事業ではないか。(森林施業プランナー実践力向上対策事業 (農林水産省))

(3) 明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。

□ 成果目標や指標（アウトカム）が具体的・定量的に設定され、事業の効果の的確な把握・検証ができるようになっているか。

定量的な成果指標を設定することができない場合はその十分な理由があるか。

- お金を出す一方で、その分配について戦略性がなく、明確な成果目標がない。国がお金を出す以上、この点を明確にする必要がある。（都道府県警察施設の耐震改修（警察庁））
- 農産物に対する信頼度等の指標を設定し、風評被害対策全体としての目標を明らかにすべき。（農産物等消費応援事業（復興庁））
- ニーズを証明する観点からも利用者数の把握など、実態を示せる指標の設定を検討していく必要がある。（地域公共交通確保維持改善事業（復興庁））
- 定量的な成果目標を設定し、かつ、成果管理ができる仕組みを構築して、事業の抜本的な見直しを行うべきである。（全国的視点に立った人権啓発活動の実施（法務省））
- 援助の目標設定や効果測定が不十分であり、PDCAサイクルの確立を含めた有効な援助の仕組みを整備すべく、援助のあり方を抜本的に見直すべき。（貧困農民支援（無償資金協力）（外務省））
- 本事業の目標は、予算措置による導入見込み量となっており、政策的にどこまで推進するかが不明。事業目標の設定やその検証方法を検討すること。（独立型再生可能エネルギー発電システム等対策費補助金（経済産業省））
- 売上げの増加率等、的確な指標を再検討すること。（地域商業再生事業（経済産業省））
- 航空保安施設の維持更新費用や利用者側のコスト縮減効果など効率化の観点が反映された成果指標を設定し、VORの縮退を着実に進めるべき。（航空路整備事業（航空保安施設整備）（国土交通省））
- 成果指標について、事業目的である利便性や安全性の向上に着目したものとするべき。（鉄道駅総合改善事業（国土交通省））

□ 事業の内容や実施方法が政策目的（成果目標）を達成するために適切なものとなっているか。

- ・ 効果が見込めないような事業の内容や実施方法となっていないか。
- ・ 補助等によりモラルハザードを招いたり、公正な競争を阻害したり、市場の価格形成を歪めたりしていないか。

- 海外制度の調査など、復興との直接的な関連が薄い事業は25年度以降は実施すべきでない。（民間資金等活用事業による東日本大震災からの復興の促進に必要な経費（復興庁））
- 国費事業としては小規模で効果が乏しい。選択と集中による戦略的な取組が必要ではないか。（文化芸術の海外発信拠点形成事業（文部科学省））
- 少ない対象校に少ない予算を配っても効果は見込めない。
英語の指導改善に対する補助が少なく、効果が期待できない。（英語力の指導改善事業（文部科学省））
- 資産形成を伴う投資事業に補助金支援を行うことは避けるべき、ファンド制度ができた以上、補助金制度を廃止すべき、ファンドによる持分出資、融資によって黒字化が見込めるものを支援すれば良い。（6次産業化整備支援事業（農林水産省））
- 基本的には、民間の自助努力を促す融資等の施策に切り替えるべき。（果樹・茶支援対策事業のうち茶対策（農林水産省））
- 森林所有者のインセンティブを明確に。
研修を行うことで、集約化のための特別なスキルを得られるとは思えない。
プランナーの人数が増えると集約化が進んでいるのかどうかチェックすべし。
（森林施業プランナー実践力向上対策事業（農林水産省））
- 人口動態の変化など社会の構造問題に対して、的確に対応できるような支援施策を検討すること。（地域商業再生事業（経済産業省））
- 中小企業等への規制的措置の導入を含む省エネ政策のあり方を今後検討する必要がある、その中で本事業の必要性について検討すること。（省エネルギー対策導入促進事業費補助金（経済産業省））

- 同様の政策目的の達成手段として位置付けられている他の事業に比して緊要性・優先度が高いものとなっているか。
- 事業の実施に当たって、事業の目的と統合的で具体的な計画が策定されているか。
 - ・ 事業の全体像と工程表が明確になっているか。また、終期設定や出口戦略は明確になっているか。事業成果の見通しが合理的なものとなっているか。

- どのようなコンセプトでこの事業を実施し、最終的に何を指すのかという全体のデザインを、今後の予算執行や予算要求の過程で検討し、行政事業レビュー等を通じてその内容を明らかにしていくことが求められる。(学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業 (復興庁))
- 放射性研究の取組は重要性は高い一方、全体像が見えにくい印象がある。研究全体の戦略・計画を明らかにしていくべき。(放射性物質・災害と環境に関する研究 (復興庁))
- 応用段階の技術開発研究であることから、他府省のニーズと利用見込みを十分確認すべきである。(小型航空機搭載用高分解能開口レーダーの研究開発 (総務省))
- 緊急時の石油安定供給の確保のために必要な施設整備等について、その全体像やスケジュール感を明らかにし、国は、優先順位の高い地域から戦略的に支援を行うこと。(石油製品出荷機能強化事業費補助金 (経済産業省))

2 資金の流れ、費目・使途などの事業の効率性

(1) 競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。

- 随意契約とする合理的な理由があるか。競争入札であっても特定の法人が累次受注するなど実質的な競争性が確保されていない状況になっていないか。
- 仕様、入札参加資格、入札審査項目、公告期間等が実質的に入札参加の妨げとなっていないか、新規参入者を不当に不利な立場に置くものとなっていないか。

- 実質的に一者応札が続いており、委託先の選定が不透明。競争性の確保を含めた見直しが必要。(平和構築人材育成事業 (外務省))
- 次期の機器更新にあたっては、セキュリティを十分に勘案し、システムの安定運用を前提としつつ、一者応札の改善に向けた具体的な取組の検討を含め、さらなるコスト削減に引き続き取り組むこと。(国税総合管理 (KSK) システム (財務省))
- 一者入札が多い、落札率が高いなどの状況を改善するよう努めるべき (河川・ダム の維持管理事業 (国土交通省))
- 施設の撤去・更新にあたっては、調達競争性を高め、一層のコスト縮減に取り組むべき。(航空路整備事業 (航空保安施設整備) (国土交通省))
- 一者応札に工夫の余地がないか改善すべき。(化学物質環境実態調査費 (環境省))
- 限られた業者を前提とした調達を考える場合、単純に一般競争により決定するのではなく、数者に競わせる仕組みや、価格けん制ができるような仕組みを検討するとともに、業者側のリスクをどう取り込むのかを含めて、調達の仕組みを変えていく必要がある。(次世代エンジン主要構成要素の研究試作 (防衛省))
- レーダー装置の製造に係る一般競争は、実質的な競争の場として機能していない。システム設計や初度費との関係を含めて、調達のあり方を検討すべき。(固定式警戒管制レーダー装置の整備 (J/FPS-7) (防衛省))

□ 事業の支出先が特定の対象者に偏るなど、公平性や公正性を欠いていないか。

- 公募による実施主体の選定等実施方法の検討を念頭に更なる見直しを行うことが必要。(児童福祉問題調査研究事業(厚生労働省))
- 特定の企業の利益とならないように、公募や選定手続きの改善(研究体制の整備状況を踏まえて選定する等)を検討すること。(次世代照明等の実現に向けた窒化物半導体等基盤技術開発(経済産業省))

(2) 受益者との負担関係は妥当であるか。

□ 適切な受益者負担がなされているか。国の負担が公益性の範囲内となっているか。

- ・ 当初予定していた受益者と実際の受益者に相違はないか。
- ・ 事業の効果や成果を受益する者からの負担は適切か(例:事業の効果はその受講者に帰属する人材育成事業、事業の成果が事業実施主体に帰属する調査・実証事業など)。
- ・ 施設・設備の整備等における、当該施設・設備の利用者や整備等の主体である地方自治体等の費用負担は適切か。

【人材育成事業、調査・実証事業等の例】

- 受講者数等の正確な把握、受講料の徴収を念頭に更なる見直しを行うことが必要。(がん医療に携わる医師等に対する研修事業等(厚生労働省))
- 委託事業とすること、定額ではなく補助率を設定することも含め、企業の受益との関係を整理すべき。(民間事業者等の知見を活用した建築基準整備の推進事業(国土交通省))

【施設・設備の整備等に関する事業の例】

- データベースの規模や達成時期等の検証・明確化、手法の再検討、費用負担の在り方の検証を念頭に更なる見直しを行うことが必要。(医療情報データベース事業(厚生労働省))
- 法律上のミッションを果たしていくことは、必要であるものの事業収入の拡充、他施設との関係整理により効率化を含めて公文書館の今後のあり方の検討が必要と思われる。(独立行政法人国立公文書館運営交付金に必要な経費(内閣府))
- 受益者の負担を求めることや、長期的な視野に立ってまちづくりとの連携も含め、限られた予算で効率的な維持管理を行う努力を継続すべき。(河川・ダム of 維持管理事業(国土交通省))

(3) 単位当たりコストの水準は妥当か。

- 単位当たりコストとして、成果実績や活動実績1単位を生み出すためにどれだけの費用が必要とされたかといった数値がレビューシートに記載されているか、単に予算額が記載されていないか。
- 事業目的に照らして適切な単位当たりコストとなっているか。
- 事業効果に比して事務コストが過大となっていないか。

- 支出金額の合理性の追求をより徹底すべき。(小型航空機搭載用高分解能開口レーダーの研究開発(総務省))
- 「単位あたりコスト」が高い分、求職ナビゲーターの支援対象は最も効果的な範囲に限定すべき。(非正規労働者総合支援事業推進費(厚生労働省))

- 物価や市場の実勢等を踏まえた単価等の見直しが適切に行われているか。
 - ・ 人件費等の単価が業務の内容や本人の能力等に応じた適切な水準となっているか。
- 契約の単位・時期の一括化・集中化、契約期間の長期化等によるコスト削減が図られているか。市場価格の動向を注視し、可能な限り有利なタイミングあるいは価格での購入が図られているか。
- 市場価格等の調査、技術評価、外部有識者の知見の活用など、調達価格の適正化に向けた取組が行われているか。

○ 契約価格の見直しは、不断に行うべきである。(次世代エンジン主要構成要素の研究試作 (防衛省))

(4) 資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。

- 補助金の交付等において不必要に団体等を経由していないか。中間段階の団体等の人件費や賃借料等の間接経費に過大な支出がされていないか。直接の補助に切り替えることはできないか。

○ 広告啓発関連で4,000万円、事務所等管理費で6,000万円。本来各事業場が用意すべき防塵マスク等に9,000万円近くが拠出され、完全に無駄遣い。
協会への単なる経営支援になっている。(東日本大震災に係る復旧工事安全衛生確保支援事業 (厚生労働省))

(5) 費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。

- 支出は事業目的に即して適切なものとなっているか。支出対象の選定基準は適切か。
 - ・ 地方公共団体や NPO、公益法人等に補助金等が丸投げされていないか。
 - ・ 失敗した事例を含む過去の案件の検証結果が選定基準に反映されているか。
- 補助等の対象は、優先順位を明らかにし、事業効果が十分に見込まれるものや普及が進んでいないものなど適切な範囲に重点化されているか。
 - ・ モデル事業・実証事業について、先進性がないもの、支援終了後の継続可能性が乏しいもの、他地域等への普及が見込めないもの、実質的にバラマキ的な補助事業と化しているものとなっているか。
 - ・ 広報・普及啓発事業について、その対象を明確化するとともに、より効果の高い、コストのかからない媒体、手段が選択されているか。
- 受託団体の間接経費に過大な支出がされていないか。
- 施設・設備の整備、人員配置、立地条件等が事業の内容等に照らして過大・不適切となっていないか。整備・配備基準が明確化され、緊急性のある、投資効果の高いものに絞り込まれているか。
- 他の類似の助成制度と補助率や支援対象などの面でバランスを欠いていないか。
 - ・ 民間による価格低減努力を促し、コスト削減インセンティブやコスト意識を持たせることはできないか。

【調査・実証事業の例】

- 事業は、苫小牧に絞った方がよいのではないか。
実施個所の選定も含めて事業のやり方を精密に検証し抜本的に改善すべき。(海底下 CCS 実施のための海洋調査事業 (環境省))
- 要望物質を絞り込む判断基準を明確にすべき。(化学物質環境実態調査費 (環境省))

【研究開発に関する事業の例】

- 実証段階への移行における事業の絞り込みに当たっては、真に国が支援すべき必要性の高い分野や事業に重点化した施策となるよう、改善の措置を講ずること。
規制などの制度改善が必要となる部分を支援すること。（IT 融合システム開発事業（経済産業省））
- 国際標準化等、産業横断的な分野において取組を強化すること。（次世代照明等の実現に向けた窒化物半導体等基盤技術開発（経済産業省））

【施設・設備の整備等に関する事業の例】

- 都道府県ごとに耐震化率の実績や取組に差が出ている以上、より取組を要する都道府県に対して、より取組を促す制度運営が望まれる。
単純に手を挙げてきた都道府県に補助金を配るという制度運営ではなく、インセンティブ、ペナルティーのあり方を考慮した制度運営に改めるべきである。
危険性、財政力など耐震化が遅れそうな施設、地域にこそインセンティブを与えるべき。目標年度を決めて最も有効な方法を考えるべき。（都道府県警察施設の耐震改修（警察庁））
- 対策を実施する信号柱の選び方を再検討してほしい。（交通安全施設（信号柱）の老朽化対策（警察庁））

(6) 不用率が大きい場合、その理由は妥当か。

- 執行実績に比べて予算が過大に計上されていないか。数年にわたり不用率が高い場合、執行実績を踏まえた事業内容の改善や予算要求額の見直しは図られているか。
- 年度末執行など、予算消化のための執行が行われていないか。

- 市町村への更なる周知や、街づくり施策全体の中での本施策の位置づけを明確にすることなどにより、さらなる執行率の改善を図るべき。(民間資金等活用事業による東日本大震災からの復興の促進に必要な経費(復興庁))
- 実際のニーズに応じた基金交付額の算定や、基金としての実施の必要性の検討といった意見を検証し、適切に制度改正を行うことが必要。(介護基盤緊急整備等臨時特例交付金(厚生労働省))

3 活動実績や事業効果などの事業の有効性

(1) 事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的に又は低コストで実施できているか。

□ 事業が妥当かどうかを判定するために必要な効果の試算や検証がなされているか。

- ・ 成果実績（例：補助金等を利用した企業の経営改善の状況など）は適切に把握されているか。
- ・ 目標が達成できているか、期待される十分な効果を発揮しているか。当初の目標が一度達成された事業について、さらに高い目標を設定して実施を継続する必要があるか。
- ・ 国際機関への拠出金・分担金について、予算の執行状況等につき国際機関に報告を求めるとともに、その意義や成果、各国の負担割合、義務的拠出金と任意拠出金の違い、他府省との役割分担などについて十分な整理がなされているか。

- 職業訓練の効果の調査方法を検討して、再犯防止に効果があるとの検証を実施していくべきである。（受刑者就労支援体制等の充実（法務省））
- 相手国政府による事業成果の報告の徹底等を含め、見返り資金のあり方についても、見直しが必要。（貧困農民支援（無償資金協力）（外務省））
- 大学の教育研究水準向上のための評価手法、情報公開の改善が必要。日本人学生の英語授業前後の成績の公表と、さらに大学教育の全般にこの事業がどのような成果があったかということを明らかにして公表すべき。（大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業（文部科学省））
- 本事業の効果としての工賃の伸び率を明確化するなど、相関関係の明確化を念頭に更なる見直しを行うことが必要。（工賃向上計画支援事業（厚生労働省））
- 予算の適正な使用や効果の分析、労働災害防止の強化の観点から事業内容・実施方法の抜本的見直しを念頭に更なる見直しを行うことが必要。（東日本大震災に係る復旧工事安全衛生確保支援事業（厚生労働省））

□ これまでの事業実施の検証結果が事業内容の改善等に十分反映されているか。

- 職業訓練の種目が建設関連に偏っている傾向があるなど、今後、社会のニーズに合ったものに変更していくべきである。(受刑者就労支援体制等の充実(法務省))
- 本事業の成果を活用し、社会還元のために効果的な手法について検討し、改善の措置を講ずること。(生活支援ロボット実用化プロジェクト(経済産業省))
- 本件事業に続く事業の実施にあたっては、本件事業の成果を見ながら、次の段階に進んだ方が良いのではないか。(次世代エンジン主要構成要素の研究試作(防衛省))

□ コストの低い他の手段で同等以上の成果を引き出すことや、同じ予算でより多くの成果を引き出すことができないか。

- ・ 貸付、債務保証、規制等により代替できないか。
- ・ 外部委託の活用によりコストを縮減できないか。
- ・ 既存のストックの有効活用がされているか。
- ・ 他の支援メニューとの統合や一体的な実施ができないか。
- ・ 民間からの寄付等を募ることができないか。
- ・ 他府省や地方公共団体、民間など関係団体との連携が十分に図られているか。
- ・ 先進的な事例やベストプラクティスの全国への普及が図られているか。
- ・ 諸外国、民間、地方公共団体等における事業実施の方法等に関し、より少ないコストで同様の効果が得られているものはないか。
- ・ 申請者の事務負担の軽減など、事務手続の簡素化が図られているか。

- 維持管理コストの削減のみならず、土地の有効活用の観点から、地域住民のニーズの反映方法や民間事業者への使用許可等の活用方法を検討すべき。また、民間の知恵を活用してPFIを導入する等を検討しても良いのではないか。（周辺財産の財産管理における緑地整備事業及び除草工事（防衛省））
- 点検とメンテナンスの合理化、全国でのベストプラクティスの共有などを進めるべき。（交通安全施設（信号柱）の老朽化対策（警察庁））
- 先進事例を全国に普及させるよう適切な手段を講ずるべき。（民間まちづくり活動促進事業（国土交通省））
- 占用料のメリハリをつけるなど、予算以外についても防災についてインセンティブを与える方法を検討すべき。（道路事業（直轄・無電柱化推進）（国土交通省））

□ 国の行政の透明化を高め、国民への説明責任を果たす観点から、コスト削減効果などの事業に関する情報が十分に公開されているか。

- 経費削減効果に関するデータをよりわかりやすく開示すべき。（総務省所管府省共通情報システムの一元的な管理・運営（総務省））

(2) 活動実績は見込みに見合ったものであるか。

- 活動指標として、各事業における事業の箇所数、件数、人数等の事業の活動内容について定量的に説明できる指標が設定されているか。活動実績として単に予算額がレビューシートに記載されていないか。
- 活動実績が十分に把握されているか。事業の執行実績、利用実績等が低調に推移していないか。事業実施の背景にある課題や、事業の進捗・事業への参加を阻害する要因が十分に分析されているか。
 - ・ 予算の支出先やその費目・使途の十分な把握が行われているか。
 - ・ 最終的な資金の受け手や予算の具体的な使途がレビューシートに記載されているか。

- 実際のニーズに応じた基金交付額の算定や、基金としての実施の必要性の検討といった意見を検証し、適切に制度改正を行うことが必要。（介護基盤緊急整備等臨時特例交付金（厚生労働省））

(3) 整備された施設や成果物は十分に活用されているか。

- 整備された個々の施設・設備の現況について適切に把握・評価が行われているか。
- 施設・設備や事業の成果物が未使用又は使用実績が著しく低いといった状況になっていないか。また、その原因は把握されているか。

- 各システムの利用率向上のための問題分析を行い、対策を講じるべき。そのためにも利用者側のニーズを十分把握すべき。（総務省所管府省共通情報システムの一元的な管理・運営（総務省））

□ 施設・設備の整備及び維持管理について、現況や保守費用等も踏まえた上で、優先順位や採択基準を明確にして、計画的・効率的に整備、改修等が進められているか。

- 会計上の耐用年数によることなく、実際の信号柱ごとにきめ細かい点検を行って判断するように改めることが望まれる。(交通安全施設(信号柱)の老朽化対策(警察庁))
- 引き続き、稼働状況等の的確な把握を行い、あらかじめ配備基準を策定することを検討の上、機器の計画的かつ効果的・効率的な配備・活用に努めること。また、最新の技術動向を踏まえるとともに、故障等による保守費用・期間も考慮の上、法定耐用年数にとらわれず、計画的かつ効率的な更新を行うなど、引き続き、可能な限りコスト削減に努めること。(X線検査装置整備等経費(財務省))
- 長寿命化計画等の策定を進め透明化を図るべき。(河川・ダム維持管理事業(国土交通省))

4 その他

類似事業がないか。他部局・他府省等と適切な役割分担・調整が図られているか。

- 既存、新規の施策を問わず、自省庁、他省庁で類似事業が実施されていることが把握できているか。類似事業を可能な限り幅広い範囲で捉えているか。
- 類似事業を所管する部局間・府省間で役割分担が適切になされているか。重複排除の徹底や、より効果的・効率的な事業実施が図られるよう、連絡調整の場の設置や司令塔の明確化など、十分な調整・連携が図られているか。

- 補助目的があいまいな上に、他省庁に類似していると見える事業の存在もあり、内閣府がこの事業のまま進めていくことは大きな問題がある。(特定地域再生計画の推進に必要な経費(内閣府))
- 一般会計等も含めて他の研究予算との重複の排除や連携、具体的な成果を明確にすることについて引き続き留意しながら予算を執行し、これらの点をレビュー等を通じて国民にも分かりやすく示す必要がある。(放射性物質・災害と環境に関する研究(復興庁))
- 必要性和重複についても十分確認すべきである。(小型航空機搭載用高分解能開口レーダーの研究開発(総務省))
- 他省庁との類似事業の一本化・連携が必要であり、総合的研究体制にすべき。(農山漁村におけるバイオ燃料等生産基地創造のための技術開発(農林水産省))
- 他省庁ではなく経済産業省が支援を行う目的を、より明確化すること。他省庁事業との役割分担を政府全体で整理するなど、他省庁との連携強化等を検討すること。(IT融合システム開発事業(経済産業省))
- そもそも独立性や重複の検討が十分になされていない。(海底下CCS実施のための海洋調査事業(環境省))